

9月12日（金曜日）午前9時30分開議

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第38号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第3 議案第39号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第4 議案第40号 北方町下水道条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第5 議案第41号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第6 議案第42号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについて
(各委員長報告)
- 第7 議案第43号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第8 議案第44号 令和7年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第9 議案第45号 令和7年度北方町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第10 協議第1号 岐阜県市町村会館規約の変更に関する協議について
(総務教育常任委員長報告)
- 第11 協議第2号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
(総務教育常任委員長報告)
- 第12 協議第3号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
(総務教育常任委員長報告)
- 第13 認定第1号 令和6年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 第14 認定第2号 令和6年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 第15 認定第3号 令和6年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 第16 認定第4号 令和6年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)

第17 認定第5号 令和6年度北方町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)

本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第17まで
(追加日程)
- 第1 議長の辞職の件
第2 議長の選挙
第3 副議長の辞職の件
第4 副議長の選挙
第5 常任委員の選任
第6 議会運営委員の選任
第7 もとす広域連合議会議員の選挙
第8 同意第3号 監査委員の選任について (町長提出)
第9 後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について
-

出席議員 (9名)

1番	古野 裕美子	2番	朝日 智哉
3番	河村 正通	4番	石井 伸弘
6番	杉本 真由美	7番	安藤 哲雄
8番	鈴木 浩之	9番	安藤 浩孝
10番	井野 勝巳		

欠席議員 (なし)

欠員 (5番)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部 哲哉	教育長	名取 康夫
教育次長	山路 康代	総務危機管理課長	山田 潤
政策財政課長	浅野 浩一	税務課長	木野村 英俊
住民保険課長	郷 展子	福祉子ども課長	衣斐 武宜
健康推進課長	横田 紀彦	都市環境課長	宮崎 資啓
上下水道課長	木野村 和明	教育総務課長	北中 龍一

会計室長 高崎健一

監査委員 横山治

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	濱口晴美	議会書記	平工峻也
議会書記	石崎啓明		

○議長（井野勝巳君） 改めまして、おはようございます。

連日御苦労さんでございます。全員が御出席いただきました。御苦労さんでございます。

ただいまから令和7年第4回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番 杉本真由美君及び7番 安藤哲雄君を指名をいたします。

日程第2 議案第38号から日程第12 協議第3号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第2、議案第38号から日程第12、協議第3号までを一括議題といたします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

杉本真由美君。

○総務教育常任委員長（杉本真由美君） それでは、総務教育常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る9月9日に委員会を開催し、審議と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

議案第38号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

企画費の清流フェス負担金に関連して、企業版ふるさと納税の内訳などについて質疑があり、企業版ふるさと納税の納税額は252万円でした。また、寄附事業者数は10社程度であり、少ないところで10万円、多いところで30万円の寄附があったとの答弁がありました。その他、企業版ふるさと納税のPR方法について質疑があり、毎年継続的に寄附をいただいている事業者が多いでですが、フェス自体の認知度が上がっており、ホームページなどで周知することで御応募いただいているとの答弁がありました。

協議第1号 岐阜県市町村会館規約の変更に関する協議についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

協議第2号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

協議第3号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、命によりまして、私ども厚生都市常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る9月9日に委員会を開催し、審査と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第39号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 北方町下水道条例の一部を改正する条例制定についてであります。

経営戦略には、段階的に最大20%程度まで値上げをすると記載があるが、今回の10%の値上げ以降、さらに値上げを実施する予定の有無について質疑があり、経済の情勢や財政状況、住民の負担等を鑑みて検討していく旨の答弁がありました。

次に、令和9年度以降の料金改定に関する条例改正案を本会議に提出した理由について質疑があり、今回の料金改定は上水道料金とセットで、今年度から令和10年度にかけて段階的に実施するものであるので、まとめて議決をいただき、早い段階で住民に周知していきたい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定についてであります。

料金改定を実施した後の耐震化に向けた具体的なスケジュールについて質疑があり、5年で役場庁舎まで耐震化工事を実施したい旨の答弁がありました。

次に、管路の耐震化について、他市町より遅れているため、中長期ではなく短期に実施すべきではないかと質疑があり、財政だけでなく、技術職員の人員不足もあるため、できることに限りはあるが、できる限り早く実施していきたい旨の答弁がありました。

次に、上水道工事に関して、国の補助の活用の有無について質疑があり、採択要件を満たす補助メニューがあれば活用していきたい旨の答弁がありました。

次に、料金改定を周知するに当たり、広報等の記載内容について質疑があり、管路の状況や経営状況を分かりやすく説明した上で金額を示していきたい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについての関係部

分の協議結果についてであります。

土木費の都市計画費において、天王川かわまち広場の完成後の管理や利用方法について質疑があり、除草等の日常管理の内容を出店企業と協議を行っており、利用方法は運用指針などを定めていく旨の答弁がありました。

次に、議案第43号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 令和7年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号 令和7年度北方町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

機械棟の耐震補強設計に関して、債務負担行為を設定し2か年にわたり実施する理由及び耐震補強工事の実施予定並びに耐震診断の実施の有無について質疑があり、設計業者も技術職員が不足しており、単年度で完了することは難しいため、令和7年度及び令和8年度に詳細設計を実施し、令和9年度に工事を実施すること並びに平成28年度に耐震診断を実施している旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

では次に、議案第38号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「討論省略」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略いたします。

これから議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第39号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「討論省略」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第40号 北方町下水道条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「討論省略」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第41号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「討論省略」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第42号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「討論省略」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第42号を採決します。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第43号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「討論省略」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号 令和7年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「討論省略」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号 令和7年度北方町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「討論省略」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

協議第1号 岐阜県市町村会館規約の変更に関する協議についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「討論省略」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから協議第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、協議第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

協議第2号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「討論省略」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから協議第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、協議第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

協議第3号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「討論省略」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから協議第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、協議第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 認定第1号から日程第15 認定第3号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第13、認定第1号から日程第15、認定第3号まで一括議題といたします。

代表監査委員から決算審査の意見を求めます。

横山監査委員。

○監査委員（横山 治君） 令和6年度北方町一般会計と各特別会計歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

地方自治法の規定によりまして審査に付されました決算書類、基金の運用書類につきまして、国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計は7月23日、一般会計は8月1日、4日、5日

に石井伸弘議員と各会計帳簿、証書類との照合と関係職員からの説明をいただき、慎重に実施いたしました。

その結果、一般会計と各特別会計歳入歳出決算書及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確で適正であると認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても正確で適正であると認めました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 付託しました案件について、決算審査特別委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員長の登壇を求めます。

安藤哲雄君。

○決算審査特別委員長（安藤哲雄君） それでは、命により、私ども決算審査特別委員会に付託されました案件につきまして、去る9月10日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

認定第1号 令和6年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算の概要に関して、経常収支比率が81.8%と前年度より6.4ポイント改善した一方で、実質公債費比率は10.2%と県平均よりも高くなっているが、日本経済の動向なども踏まえて、今後の北方町の財政見通しについて質疑があり、経常収支比率改善の要因は地方交付税の増額が大きいが、それは国の税収が増えたことに起因している。ただし、長期的に見れば、今後の国の税収はアメリカの関税など対外的な影響でどのように推移するか分からぬ部分が大きいので、町としては一時的な地方交付税の増に油断することなく、財政規律を保っていきたい。また、公債費に関しては、町として必要な施設整備を順次進めていった結果であり、なるべく有利な条件での借入れに努めているので、適正な範囲内であると考えているとの答弁がありました。

次に、歳入に対して、ふるさと寄附金の額が3,000万円余りとなっており、県内他市町村よりも少ない理由について質疑があり、町の特産品と言える商品が少なく、魅力ある返礼品が用意できないことが一番の要因であるが、国の審査も厳しくなってきており、新たな返礼品を用意することは難しい状況である。そのため、北方町の魅力やふるさと納税の内容について、より広く周知、PRする方法を検討していく旨の答弁がありました。

次に、諸収入の収入未済額に関して質疑があり、主にタブレット端末修繕料の未収金であり、何度も催促しているが、特に過年度分については未納者が転出していたり、卒業していたりという場合が多く、今後も催促を続けるが、なかなか回収が困難であるという答弁がありました。

次に、歳出に関して、衛生費の産後ケア事業の利用実績が増えている理由について質疑があり、昨年度よりも利用できる施設が増えているなど、利便性が向上したことが要因だと思われるとの答弁がありました。

また、西濃環境整備組合負担金について、前年と比べると可燃ごみ年間投入量は僅かしか減っていないのに、負担金が大きく減っている理由などについて質疑があり、負担金は前年ではなく、

2年前の実績に基づいて算定されている。また、その予算額は特別な理由がない限り、年度途中での変更はないとの答弁がありました。

次に、土木費の北方中央公園バッケンネット撤去工事に関して質疑があり、町内で野球ができる公園は宮東公園と条里公園のみとなっており、その他の公園ではバットを使った練習などは禁止となっているとの答弁がありました。

なお、使用するボールの種類による利用の可否など、公園利用のルールには一部不明確な部分もあるので、明確にしてはどうかという意見がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和6年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてあります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和6年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてあります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

認定第1号 令和6年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「省略」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第2号 令和6年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「省略」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり

認定することに決定をいたしました。

認定第3号 令和6年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「省略」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第16 認定第4号及び日程第17 認定第5号

○議長（井野勝巳君） 日程第16、認定第4号から日程第17、認定第5号までを一括議題といたします。

代表監査委員から決算審査の意見を求めます。

横山監査委員、お願いします。

○監査委員（横山 治君） 令和6年度北方町上水道事業会計及び下水道事業会計決算につきまして監査報告をいたします。

地方公営企業法の規定によりまして審査に付されました決算書類につきまして、6月25日に上水道事業会計を、翌26日に下水道事業会計を、石井伸弘議員と会計帳簿、証書類との照合と関係職員からの説明をいただき、慎重に実施いたしました。

その結果、決算書類は関係法令に準拠して作成されており、計数は正確で経営成績と財政状況を適正に表示していると認めました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 付託した案件について、決算審査特別委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員長の登壇を求めます。

安藤哲雄君。

○決算審査特別委員長（安藤哲雄君） 御報告します。

私ども決算審査特別委員会に付託されました認定第4号 令和6年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和6年度北方町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

認定第4号 令和6年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「討論省略」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第5号 令和6年度北方町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

[「討論省略」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時10分

○副議長（安藤哲雄君） それでは、再開します。

議長 井野勝巳君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（安藤哲雄君） 異議なしと認めます。よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議長の辞職の件

○副議長（安藤哲雄君） 追加日程第1、議長の辞職の件を議題とします。

井野勝巳君の退場を求めます。

[10番 井野勝巳君 退場]

○副議長（安藤哲雄君） 職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（濱口晴美君） 令和7年9月12日。北方町議会副議長 安藤哲雄様。北方町議会議長 井野勝巳。辞職願。このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願いします。以上です。

○副議長（安藤哲雄君） お諮りします。井野勝巳君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（安藤哲雄君） 異議なしと認めます。よって、井野勝巳君の議長の辞職を許可することに決定しました。

[10番 井野勝巳君 入場・着席]

○副議長（安藤哲雄君） 井野勝巳君に申し上げます。

2年にわたって議長の重責を全うしていただきましたが、ただいまあなたから出ております辞職願を許可することに決定されました。大変御苦労さまでした。

何かお礼の言葉、一言。

○10番（井野勝巳君） 2年間にわたりまして議長を務めさせていただきまして、御協力をありがとうございました。

在任中は、懸案でありました運動場加茂線の要望を岐阜市副市長、基盤整備部長と2年間にわたり交渉要望をしてまいりましたが、岐阜市は県が農業試験場の代替地がないとのことでしたので、早速県の整備部長さんにこの旨を要望したところ、岐阜市の事業であり、県からは市に言うことはできないとの答弁がありました。追って北方町議会から県政自民党に対して、運動場加茂線の早期完成に向けた協議と予算の確保、特に岐阜県農業試験場正門前南から岐阜市道七郷線を結ぶ区間の開通は喫緊の課題であるため、早急な対応との要望書を提出しましたが、このほどどのように残念な回答が届きました。事業中、箇所の重点整備をしており、予算を充当できないため新規着手が困難ですとのことです。

この運動場加茂線は、昭和38年に都市計画道路として決定以来、実に62年が経過をしております。北方町が40%以上、何千人かの町民が町外へ通勤・通学しており、朝晩河渡橋や尻毛橋の渋滞に遭遇しております。最近では、又丸交差点でも渋滞が発生しているありさまで、こうした現況を見て、私は県の議長会と知事との意見交換会を議長会に提案し、このほど県庁で知事と町村議長会との意見交換会が実施されると聞いております。

新議長においては、引き続き運動場加茂線の早期事業化に向けて取り組むよう知事との意見交換会の場で要望を引き継いでいただきたいのであります。このようにどんどんと要望していくかな

ければ、お蔵入りにもなりかねません。新議長におかれましては、十分に認識して引き継いでいただきたい。

この際、合併問題を知らない議員もおりますので申し上げますが、岐阜市との合併協議会において、私は再三再四この運動場加茂線を要求してまいりました。協議において、岐阜市長はこの条件を確約しなかつたため、岐阜市との合併を反対した大きな理由としております。単独行政を選択し、今日の北方町があります。各務原市は飛び地合併となる川島町と結ぶ川島大橋を約束し、完成をしております。誠意とはかくなるものと痛感をしたところであります。

長々と時間をいただきましたが、退任の御挨拶といたし、2年間体調を崩す中、御理解と御協力をいただき、職務を全うさせていただきました。誠にありがとうございました。

○副議長（安藤哲雄君） お疲れさまでした。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（安藤哲雄君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議長の選挙

○副議長（安藤哲雄君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしますか。

[「投票」の声あり]

○副議長（安藤哲雄君） 投票の声がありますので、選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○副議長（安藤哲雄君） ただいまの出席議員は9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に古野裕美子君及び朝日智哉君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○副議長（安藤哲雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[挙手する者なし]

○副議長（安藤哲雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○副議長（安藤哲雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、1番議員から順番に投票願います。

[投票]

○副議長（安藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

[挙手する者なし]

○副議長（安藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。古野裕美子君及び朝日智哉君、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○副議長（安藤哲雄君） 選挙の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票8票、無効投票1票です。有効投票のうち、杉本真由美君8票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、杉本真由美君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○副議長（安藤哲雄君） ただいま議長に当選された杉本真由美君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

新議長から挨拶をいただきます。

○新議長（杉本真由美君） ただいま議員の皆様より御推挙いただきまして、重責であります議長の職務を拝命することになりました。誠にありがとうございました。

本当に身の引き締まる思いでいっぱいございます。これからは皆様の御理解、御協力をいただきながら円滑な議会運営、また町民の皆様の声に沿っていけるように尽力してまいります。

これからも皆様の御協力、また御指導、御鞭撻を賜りますようにお願い申し上げまして、挨拶と代えさせていただきます。今後ともよろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤哲雄君） これで私の議長の職務は全て終了しましたので、新議長と交代します。

杉本真由美議長、議長席にお着き願います。

休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時30分

○議長（杉本真由美君） 再開いたします。

安藤哲雄君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3 副議長の辞職の件

○議長（杉本真由美君） 追加日程第3、副議長の辞職の件を議題といたします。

安藤哲雄君の退場を求めます。

[7番 安藤哲雄君 退場]

○議長（杉本真由美君） 職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（濱口晴美君） 令和7年9月12日。北方町議会議長 杉本真由美様。北方町議会副議長 安藤哲雄。辞職願。このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。以上です。

○議長（杉本真由美君） お諮りします。安藤哲雄君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 御異議なしと認めます。よって、安藤哲雄君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

[7番 安藤哲雄君 入場・着席]

○議長（杉本真由美君） 安藤哲雄君に申し上げます。

2年にわたって副議長の重責を全うしていただきましたが、ただいまあなたから出ております辞職願を許可することに決定されました。大変御苦労さまでございました。

それでは、挨拶をお願いいたします。

○7番（安藤哲雄君） 議長を補佐する立場として、様々な場に出席させていただき、本当にありがとうございました。皆様に感謝申し上げます。以上です。

○議長（杉本真由美君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4 副議長の選挙

○議長（杉本真由美君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、投票もしくは指名推選のいずれの方法といたしますか。

[「投票」の声あり]

○議長（杉本真由美君） それでは、選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（杉本真由美君） ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に河村正通君及び石井伸弘君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○議長（杉本真由美君） 投票用紙の漏れはございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

立会いの方、お願ひいたします。

[投票箱点検]

○議長（杉本真由美君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記名の上、1番議員から順番に投票をお願いいたします。

[投 票]

○議長（杉本真由美君） 投票漏れはございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（杉本真由美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。河村正通君及び石井伸弘君、開票の立会いをお願いいたします。

[開 票]

○議長（杉本真由美君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、安藤哲雄君9票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、安藤哲雄君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（杉本真由美君） ただいま副議長に当選されました安藤哲雄君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

副議長から挨拶をいただきます。

○新副議長（安藤哲雄君） 副議長の職に当たらせていただきますことを、皆様に感謝を申し上げ

ます。

議長をしっかりと補佐して職責を全うしたいと思いますので、皆さんよろしくお願ひいたします。

○議長（杉本真由美君） お諮りします。常任委員の選任を日程に追加し、追加日程第5、議題といたします。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。よって、常任委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として議題にしたいと思います。

それでは、休憩をいたします。この休憩中に常任委員を決めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（杉本真由美君） 再開いたします。

追加日程第5 常任委員の選任

○議長（杉本真由美君） 追加日程第5、常任委員の選任を行います。

これは、委員の任期満了により行うものです。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、総務教育常任委員には、鈴木浩之君、杉本真由美君、河村正通君、朝日智哉君、古野裕美子君の以上5人を、厚生都市常任委員には、井野勝巳君、安藤浩孝君、安藤哲雄君、石井伸弘君、以上の4名をそれぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました以上の方々、それぞれの常任委員に選任することを決定いたしました。

休憩いたします。休憩中に常任委員会を開き、正・副委員長を決めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時58分

○議長（杉本真由美君） 再開します。

休憩中に各常任委員会が開かれ、正・副委員長が決まりましたので御報告いたします。

総務教育常任委員会委員長に鈴木浩之君、副委員長に朝日智哉君が決まりました。厚生都市常任委員会委員長に石井伸弘君、副委員長に安藤浩孝君が決まりました。

お諮りします。議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第6、議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として議題にしたいと思います。

追加日程第6 議会運営委員の選任

○議長（杉本真由美君） 追加日程第6、議会運営委員の選任を行います。

これは、委員の任期満了により行うものです。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、井野勝巳君、安藤浩孝君、鈴木浩之君、石井伸弘君の4名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

休憩をいたします。休憩中に議会運営委員会、各特別委員会を開催し、正・副委員長を決めていただきたいと思います。

休憩 午前11時01分

再開 午後1時01分

○議長（杉本真由美君） 再開いたします。

休憩中、議会運営委員会、行財政改革問題特別委員会、議会改革推進委員会の正・副委員長を決めていただきましたので報告いたします。

議会運営委員長に井野勝巳君、副委員長に石井伸弘君、行財政改革問題特別委員会委員長に安藤浩孝君、副委員長に井野勝巳君、議会改革推進委員会委員長に河村正通君、副委員長に朝日智哉君、以上です。

もとす広域連合議会議員の杉本真由美議員、河村正通議員及び古野裕美子議員は、連合議会議員を辞職されましたので、現在欠員になっております。もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。よって、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第7 もとす広域連合議会議員の選挙

○議長（杉本真由美君） 追加日程第7、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選

にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことになりました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

もとす広域連合議会議員に井野勝巳君、河村正通君、古野裕美子君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました井野勝巳君、河村正通君、古野裕美子君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名いたしました井野勝巳君、河村正通君、古野裕美子君がもとす広域連合議会議員に当選をされました。

町長から、同意第3号 監査委員の選任同意についてが上程されました。これを日程に追加し、追加日程第8として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。同意第3号を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定いたしました。

休憩をいたします。

休憩 午後1時05分

再開 午後1時10分

○議長（杉本真由美君） 再開いたします。

追加日程第8 同意第3号

○議長（杉本真由美君） 追加日程第8、同意第3号 監査委員の選任についてを議題といたします。

安藤浩孝君の退場を求めます。

[9番 安藤浩孝君 退場]

○議長（杉本真由美君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、同意第3号 監査委員の選任についてであります。

監査委員に安藤浩孝氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議

会の同意をお願いするものであります。

なお、生年月日及び住所等は提出案件のとおりであります。御同意がいただけますようよろしくお願いをいたします。

○議長（杉本真由美君） これから質疑を行います。

[「討論省略」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 質疑、討論を省略いたします。

これから同意第3号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

[9番 安藤浩孝君 入場・着席]

○議長（杉本真由美君） 安藤浩孝君にお伝えいたします。ただいま監査委員に選任同意されました。よろしくお願ひいたします。

後期高齢者医療広域連合議会議員の井野勝巳議員、石井伸弘議員は、連合議会議員を辞職されましたので、現在欠員になっております。後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。よって、後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9として選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第9 後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（杉本真由美君） 追加日程第9、後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことといたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、杉本真由美と安藤浩孝君を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました杉本真由美と安藤浩孝君を当選人と定めるこ

とに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名いたしました杉本真由美と安藤浩孝君が後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

お諮りします。議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出がありました。これを日程に追加し、追加日程第10として議題といたしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（杉本真由美君） 追加日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

委員長から、会議規則第71条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項についての閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることについて御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会だより編集委員は、慣例に従って副議長と各常任委員会の正・副委員長にお願いいたしたいと思います。副議長の安藤哲雄君、総務教育常任委員会の委員長の鈴木浩之君、副委員長の朝日智哉君、厚生都市常任委員会の委員長の石井伸弘君、副委員長の安藤浩孝君にお願いいたします。

ここで、各種委員についても申合せにより2年間の任期が満了いたしました。休憩中の協議により、上下水道事業経営審議会委員に安藤哲雄君、石井伸弘君の2人を、公害対策審議会委員に安藤浩孝君、石井伸弘君の2人を、社会教育委員に鈴木浩之君を、農業振興地域整備促進協議会委員に安藤浩孝君、石井伸弘君の2人を、計画審議会委員に朝日智哉君、古野裕美子君の2人を、行政改革懇談会委員に井野勝巳君、安藤浩孝君の2人を、地域公共交通協議会委員に安藤浩孝君を、図書館運営委員会委員に鈴木浩之君を、給食調理場運営委員会委員に杉本真由美を、まちづくり活動助成事業審査委員会委員に鈴木浩之君を、未来タウン北方ふれあいまつり実行委員会委員に鈴木浩之君を、公私連携型認定こども園連絡会委員に杉本真由美と石井伸弘君をそれぞれ指名したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君をそ

それぞれの委員に推薦することに決定をいたしました。

以上で本会議に提出されました案件は全て終了いたしましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○町長（戸部哲哉君） それでは、議長の命によりまして、閉会の御挨拶を一言御挨拶を申し上げたいと思います。

9月1日より12日間にわたって開催されました今定例会ですが、議員皆さんには、条例や補正予算、各会計の決算認定につきまして、慎重審議の上、全議案お認めをいただきました。誠にありがとうございました。

また、今議会中におきましては、審議の過程や一般質問の中で御指摘をいただきました御意見や提案等を真摯に受け止め、今後の町政運営に十分に配慮してまいりたいと考えております。

また、議会におかれましては、議長が交代されるなど、今後の議会運営において重要な決定がなされたところであります。議員各位におかれましては、新議長の下、これまでにも増して研さんを積まれ、町政に御尽力いただけますようお願いをいたしたいと思います。

さて、昨日の敬老会には、議員皆さんにも全員の御臨席をいただき、大変ありがとうございました。

前日の天気予報では、集中豪雨や雷も予想されており、心配をしておりましたが、おかげさまで絶好の曇り空の中、皆さんそろって元気に会場に来ていただきました。また、故障中の冷房も、外気温がそれほど高くなかったこともあり、弱いながらも役目を果たしてくれ、事なきを得たことに一安堵したところでございます。

また、今年の対象者、80歳以上の方になりますが、1,609名、比率で8.7%ということでありました。この比率は25年前、平成12年のときの65歳以上で見る高齢化比率8.6%とほぼ同じであることから、25年の間に15歳も高齢化が進んだということになります。ちなみに、現在の高齢化率も25.82%となっております。

また、町の人口は、9月1日現在1万8,509人で、25年前は1万7,250人でありましたから、1,259人増えております。しかしながら、65歳以上の高齢者数は当時1,483人で、現在が4,780人となっておりますから、実に3,296人増えております。

かつては、北方町は若者のまちと言われてきましたが、過去の話になってしまいました。出生数においても半減をしており、120人ほどとなっており、この深刻度も年ごとに増してきているところでございます。

また、現在5年に1回の国勢調査の実施に向けて準備を進めていますが、言うまでもなく、地方交付税の算定基準など多くの法令でその利用が明記されており、町としても実数を把握することが大変重要なこととなります。

しかし、現実は、訪問販売や巧妙な詐欺事件などを警戒してか、なかなか協力していただけない方や、また外国人も多くなってきており、回答の回収が困難なところが多々あります。前回調査では、実数1万8,452人に対して313人少ない1万8,139人がありました。

町としても、インターネット回答や郵送回答などの活用を啓発するなど、回答の提出を呼びかけ、努力をしていきたいと考えております。議員皆さんにおかれましても、制度内容の正しい理解やPRなど、御協力がいただけますようお願いをいたしたいと思います。

最後になりますが、日に日に夕暮れの早さを感じる今日この頃であります。秋の到来を迎えるこれから運動会や文化・芸術・祭り事など当町にとって重要な行事が続きますが、まだまだ厳しい残暑が予想されております。議員各位におかれましては、くれぐれも体調管理に留意され、12月議会あるいは年末に向かってますます御活躍されますよう祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（杉本真由美君） 本定例会に付された案件は全て終了いたしました。

令和7年第4回北方町議会定例会をこれにて閉会をいたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後1時24分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年9月12日

議長 井野勝巳

副議長 安藤哲雄

新議長 杉本真由美

署名議員 杉本真由美

署名議員 安藤哲雄